

令和6年4月1日から 合理的配慮の提供が義務化 されます

障害者差別解消法では、行政機関及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、共生社会を実現することを目指しています。

これまで、事業者による合理的配慮は努力義務とされてきましたが、法改正により**事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化**されることになりました。

(令和6年4月1日施行)

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 → 義務

◎合理的配慮の提供とは？

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときに、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。

共生社会の実現に向けて皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【問合せ】 ひたちなか市障害福祉課 電話 029(273)0111